

議案第43号

さいたま市大門下野田特定土地区画整理事業特別会計条例の制定について
さいたま市大門下野田特定土地区画整理事業特別会計条例を次のように定める。

平成26年2月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市大門下野田特定土地区画整理事業特別会計条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定に基づき、
大門下野田特定土地区画整理事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、特別
会計を設置する。

(歳入及び歳出)

第2条 この会計においては、大門下野田特定土地区画整理事業収入、一般会計繰入
金、借入金及び附属諸収入をもってその歳入とし、大門下野田特定土地区画整理事
業費、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子その他の諸支出をもってその歳
出とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。